

改正

令和4年7月29日規則第34号

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定申請書等)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(入出場時間)

第3条 条例第8条に規定する入場し、又は出場することのできる規則で定める時間（以下「入出場時間」という。）は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認めるときは、入出場時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により入出場時間を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ県公報で告示するものとする。

(利用の方法)

第4条 駐車場に自動車を駐車させようとする者は、駐車場に入場する際に、駐車券の発行を受けなければならない。

2 駐車場から自動車を出場させようとする者は、前項の駐車券を料金精算機に挿入し、利用料金を納付し、又は精算しなければならない。

(回数駐車券)

第5条 回数駐車券の発行を受けようとする者は、回数駐車券発行申込書（第2号様式）により、指定管理者にその発行を申し込まなければならない。

(定期駐車券)

第6条 定期駐車券の有効期間は、月の初日から末日までの1月を単位とする。

2 定期駐車券の発行を受けようとする者は、定期駐車券発行申込書（第3号様式）により、指定管理者にその発行を申し込まなければならない。

3 指定管理者は、駐車場の利用状況等を勘案し、不相当と認めるときは、前項の規定による申込みをした者に定期駐車券を発行しないことができる。

(駐車券の紛失)

第7条 駐車券又は定期駐車券を紛失したときは、直ちに駐車券（定期駐車券）紛失届（第4号様式）を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用料金の返還)

第8条 条例第11条ただし書の規定により、利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 定期駐車券を発行した場合において、駐車場の全部の供用を休止した場合 請求に基づきその事由が生じた日以後使用できなくなった日数を当該定期駐車券の有効期間の日数で除して得た数を定期駐車券による利用料金の額に乗じて得た額

(2) 駐車券又は定期駐車券を紛失したため、指定管理者が指示した利用料金を納めて出場し、その後駐車券又は定期駐車券が発見された場合 指定管理者の指示により納めた利用料金に相当する額

2 前項各号に定めるもののほか、利用料金を返還すべき特別の理由が生じた場合における利用料金の返還については、その都度知事が定める。

3 第1項各号に定める額を計算するに当たっては、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 第1項各号に該当する者が利用料金の返還を受けようとするときは、利用料金返還申請書（第

5号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減額)

第9条 条例第12条の規定により、利用料金(回数駐車券及び定期駐車券による利用料金を除く。)を減額する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減額する額は、利用料金の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車場から出場させる際に、当該手帳を係員に提示した場合 5割

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の市長から交付される療育手帳

(2) 駐車場の利用促進のため、駐車場の利用に関する契約(指定管理者と契約する者が、駐車場を利用する者に代わって利用料金の全部又は一部を負担する契約をいう。)を締結した場合 1割

(3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が認める割合(供用の休止等)

第10条 知事は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 知事は、駐車場の全部の供用を休止しようとするときは、その旨をあらかじめ県公報で告示するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示するものとする。

3 知事は、駐車場の一部の供用を休止するときは、駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示するものとする。

4 前2項の規定は、駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとする場合について準用する。

(事業報告書)

第11条 条例第15条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 駐車場の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
 - (2) 業務に係る収支状況
 - (3) 駐車場の使用状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申込みに必要な申込書)
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う回数駐車券及び定期駐車券の発行に必要な申込書については、第4条から第6条まで及び第1号様式から第3号様式までの規定の例による。

附 則 (令和4年7月29日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第44号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 一部改正条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、改正後の第2条の規定及び第1号様式の例による。

第1号様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
申請者 団体の名称
代表者の氏名

沖縄県樋川立体駐車場の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

回数駐車券発行申込書

年 月 日

指定管理者 殿

住 所
申込者 氏 名
電話番号

沖縄県樋川立体駐車場の回数駐車券の発行を受けたいので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

自動車登録番号又は車両番号		
利用料金及び枚数		普通駐車の利用料金 円相当分枚
※ 処 理 欄	発 行 日	年 月 日
	納付利用料金額	円
	発 行 番 号	
	備 考	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第3号様式（第6条関係）

定期駐車券発行申込書

年 月 日

指定管理者 殿

住 所
申込者 氏 名
電話番号

沖縄県樋川立体駐車場の定期駐車券の発行を受けたいので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

自動車登録番号又は車両番号		
使 用 年 月		年 月 ～ 年 月
納 付 利 用 料 金 額		円
※ 処 理 欄	決 定 区 分	☐ 適 ☐ 否
	発 行 日	年 月 日
	発 行 番 号	
	備 考	

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 定期駐車券の有効期間は、月の初日から末日までの1月単位となります。
- 3 駐車場の利用状況等を勘案し、定期駐車券を発行しない場合があります。

第4号様式（第7条関係）

駐車券（定期駐車券）紛失届

年 月 日

指定管理者 殿

住 所
申込者 氏 名
電話番号

沖縄県樋川立体駐車場の駐車券（定期駐車券）を紛失したので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

入場（発行）の年月日及び時刻		年 月 日 時 分頃
自動車登録番号又は車両番号		
駐 車 券 の 種 類		1 駐車券 2 定期駐車券（ 月）
※ 処 理 欄	受 理 年 月 日	年 月 日
	出場の年月日及び時刻	年 月 日 時 分頃
	納 付 利 用 料 金 額	円
	備 考	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 定期駐車券の再発行に係る費用は利用者の負担とします。

第5号様式（第8条関係）

利 用 料 金 返 還 申 請 書

年 月 日

指定管理者 殿

住 所
申込者 氏 名
電話番号

沖縄県樋川立体駐車場の利用料金の返還を受けたいので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

自動車登録番号又は車両番号		
返 還 を 受 け る 理 由		1 駐車場の休止 2 駐車券の紛失 3 その他（ ）
納 付 し た 利 用 料 金		円
返 還 申 請 額		円
※ 処 理 欄	受 理 年 月 日	年 月 日
	決 定 区 分	☐ 適 ☐ 否
	返 還 申 請 額 の 算 出	円
	備 考	

- 注 1 返還を受ける理由の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
2 ※印欄は、記入しないこと。